

要配慮者利用施設の 避難確保計画作成の手引き〈解説〉 (土砂災害編)

令和3年9月
徳島県県土整備部水管理政策課水災害対策室

要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き<解説>
(土砂災害編) 目次

- 1 避難確保計画作成・報告、避難訓練実施・報告の義務化について… 1
- 2 避難確保計画作成上で必要な3つの重要事項… 3
 - <土砂災害リスクを知る>
 - <避難場所や避難方法を定める>
 - <避難のタイミングを定める>
- 3 避難確保計画作成方法… 19
 - <具体的な様式の記入>
- 4 計画作成後の継続的な防災行動の重要性… 50

要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き<解説> (土砂災害編) 目次

1 避難確保計画の作成・報告、避難訓練実施・報告の義務化について

土砂災害による被害

- 近年、集中豪雨や台風の大型化等により、被害が激甚化・頻発化しています。
- 土砂災害には、「**がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）**」「**土石流**」「**地すべり**」の3つの種類があります。

土砂災害防止法※改正 H29/6



R2 7月豪雨時

出典：令和2年全国の土砂災害発生状況(12月22日現在)・国土交通省

年/月	災害名	被害の概要
H10/8	台風第4号	栃木県那須町で日降水量607mmを記録し、栃木県北部から福島県にかけて記録的な大雨となった。福島県の社会福祉施設「太陽の国からまつ荘」が土石流による被害を受け、死者5名、負傷者1名の被害が発生した。
H11/6	広島豪雨災害	活発化した梅雨前線が東上し、北部九州から中部地方にかけて局地的に時間あたり100mmの降水量を記録した。広島県内では、土石流が139箇所、がけ崩れが186箇所において発生した。死者31名となった。被害は、特に都市近郊の新興住宅地に集中した。土砂災害防止法を制定するきっかけとなった災害である。
H21/7	中国・九州北部豪雨	梅雨前線の活動が活発化し、山口県・福岡県・長崎県において1時間に80mmを超える猛烈な豪雨となった。山口県の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」が土石流による被害を受け、死者7名の被害が発生した。
H26/8	平成26年8月豪雨（広島土砂災害）	積乱雲が次々と発生し、線状降水帯を形成。3時間で217mmの降水量を記録し、避難勧告が発令される前に土砂災害等が発生した。死者77名（関連死3名含む）となった。
H29/7	九州北部豪雨、梅雨前線に伴う大雨	積乱雲が次々と発生し、線状降水帯を形成。福岡県と大分県において、288渓流中、約半数の134渓流で流木が1,000m/kmを超えて発生し、過去最大の流木災害となった。
R1/10	令和元年東日本台風	東日本を中心に広い範囲で記録的な大雨。各観測所で観測史上最多雨量を記録した。土砂災害が952件発生し、これまで過去最多であった平成16年の台風第23号の800件を上回り、過去最多の土砂災害をもたらした。
R2/7	令和2年7月豪雨	全国的に広い範囲で大雨となり、特に熊本県では線状降水帯の影響もあって記録的な大雨となった。37府県で961件の土砂災害をもたらした。過去最大クラスの広域災害となった。熊本県では集計開始以降最多の発生件数(227件)を記録した。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

まず、ここ最近の土砂災害の状況を説明します。

土砂災害防止法を制定するきっかけとなった平成11年6月の広島県の土砂災害、平成26年8月に死者77名を出した広島市の土砂災害や、令和2年7月豪雨による土砂災害など、近年毎年のように、全国各地で頻りに土砂災害が発生しています。

平成10年8月、平成21年7月には要配慮者利用施設が被災し人的被害が発生しています。

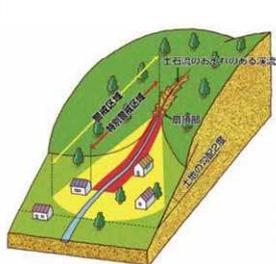
また、“線状降水帯”、“観測史上最大”といったキーワードを耳にすることも多くなり、雨の降り方が変化し、これまでに経験のない豪雨に見舞われる可能性や、土砂災害が発生する頻度も高くなっています。

このような中、土砂災害に対する要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「土砂災害防止法」が平成29年に改正されました。

避難確保計画の作成・報告と避難訓練の実施・報告が義務化

要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成・報告」及び「避難訓練の実施・報告」が義務化

- 平成29年6月の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）の改正により、土砂災害による被害が想定される区域内で市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務化**されました。
- 令和3年5月の土砂災害防止法の改正により、令和3年7月から**避難訓練結果の報告が義務化**されています。



土石流



がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)



地すべり

避難確保計画の作成・報告



避難訓練の実施・報告



イラストの出典：要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き 平成29年6月 国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

写真の出典：徳島県

平成29年6月の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域内にあり、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、「避難確保計画の作成・報告」及び「避難訓練の実施」が義務化されました。
また、令和3年5月の土砂災害防止法の改正により、令和3年7月から避難訓練結果の報告が義務化されています。

2 避難確保計画を作成する上で必要な **3** つの重要事項



避難確保計画

円滑かつ確実に
迅速な避難で
施設利用者の命を守る

避難確保計画を作成していく上では、次の3つの事項が重要です。
一つ目は、施設の土砂災害リスクを知る。
二つ目は、避難場所や避難方法を決める。
三つ目は、避難のタイミングを決める。

土砂災害 リスク を知る

土砂災害ハザードマップについての理解を深め、土砂災害発生時の施設周辺の**土砂災害リスク（危険性）**を把握していきます。

土砂災害ハザードマップでは、土砂災害発生時に住民等の生命に危害が生ずるおそれがあると認められる区域や、土砂災害の原因となる自然現象（**土石流**、**がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）**、**地すべり**）が確認できます。

土砂災害の原因となる自然現象



土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象のことをいいます。



がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象のことをいいます。



地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象のことをいいます。

出典：平成29年 全国の土砂災害発生状況.国土交通省

それでは、一つ目の「土砂災害リスクを知る」について説明します。

施設の土砂災害リスクは、土砂災害ハザードマップで確認できます。

土砂災害ハザードマップでは、土砂災害発生時に住民等の生命に危害が生ずるおそれがあると認められる区域や、土砂災害の原因となる自然現象（土石流、がけ崩れ《急傾斜地の崩壊》、地すべり）が確認できます。

また、避難場所、避難経路等に関する情報も分かります。

土砂災害ハザードマップは市町村で作成されていますが、ここでは徳島県水防・砂防情報マップでこれらを確認していきます。

徳島県水防・砂防情報マップでリスクを調べる

徳島県水防・砂防情報マップでは、洪水、高潮、土砂災害のリスクを知ることができます。ここでは、土砂災害を対象にしていますので、土砂災害リスクマップで確認してください。左下のような地図が表示されます。

次に、左側のタブで凡例を選択し、“土砂災害警戒区域等”にチェックを入れます。“開く”をクリックして頂くと、「土石流」、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」、「地すべり」全ての警戒区域が表示されます。

各災害のチェック欄に一つずつチェックを入れることで、施設のある場所がどの現象の警戒区域に入っているかが分かります。

その他に“要配慮者利用施設”や“避難場所”にチェックを入れると、それらの施設情報も確認できます。

詳しい操作方法は、ホームページの「解説」で確認してください。

土砂災害リスクの確認

施設が「土石流」、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」、「地すべり」のうち、どの土砂災害が発生するおそれのある区域内に位置するか確認してください。



要配慮者利用施設



要配慮者利用施設
(土砂災害警戒区域内)

避難場所・避難所



指定避難所



指定緊急避難場所

土砂災害の種類



土石流



がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）



地すべり

土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

：土砂災害発生時に、住民の生命に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきと指定された区域です。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

：土砂災害発生時に、建築物に損壊及び住民の生命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべきと指定された区域です。

それでは、施設の土砂災害リスクを確認していきます。

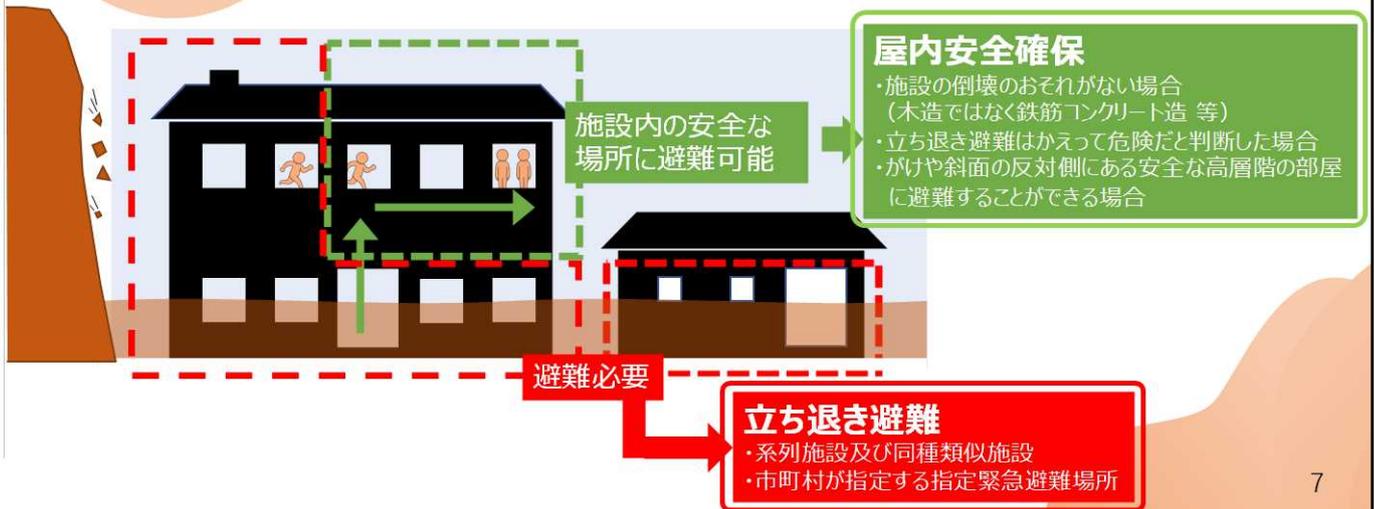
まず、自分の施設が土砂災害警戒区域内にあるかどうか確認します。

黄色や赤色で着色されている範囲が、土砂災害の発生時に、利用者等の生命に危害が生ずる可能性があることを示しますので、施設が範囲内にある場合は円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

避難場所や 避難経路を 決める

安全な避難場所と避難経路を決めていきます。

※決めた避難場所と避難経路は、実際に“安全かどうか”、“どのくらい時間がかかるか”などを確認してください。



次は、「避難場所や避難経路を決める」について説明します。

土砂災害は、災害の発生を予測するのが難しく、命を失うおそれが大きい災害であることから、高齢者等避難や避難指示の発令時は、危険な区域から一刻も早く立ち退き避難を行うことが基本となります。

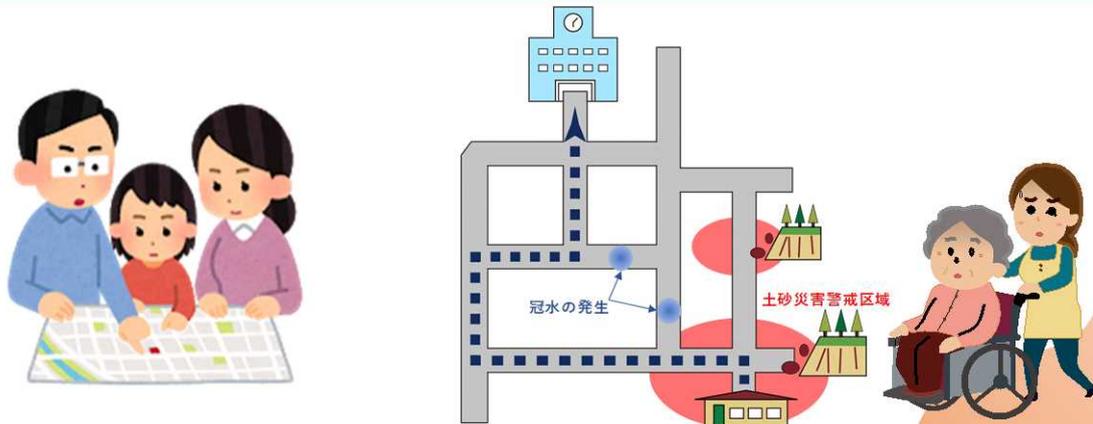
ただし、施設が堅牢な造りで倒壊の危険性がなく、立ち退き避難がむしろ利用者等にとって危険だと判断できる場合で、施設内に安全な高層階のフロアがある場合は屋内で安全確保することも可能です。

立ち退き避難の場合は、避難場所を決めておいてください。

安全な避難場所と避難経路の決め方

- 土砂災害警戒区域外の系列施設及び同種の類似施設は避難場所の有力候補です。
- 市町村が指定する指定緊急避難場所を調べて検討してください。
- 避難経路は、実際に状況を確認し、危険箇所を極力避けて決めてください。
- 避難場所と避難経路は状況に応じて選択できるように、複数※考えておいてください。

※土砂災害に加えて洪水等の発生を考慮しなければいけない施設は、発生する災害により被災範囲の変化が予想されるため、最適な避難場所や避難経路が異なります。



それでは、安全な避難場所や避難経路の決め方について説明します。

立ち退き避難をする場合は、土砂災害警戒区域外の系列施設及び同種の類似施設を優先して検討し、そのような施設がない場合は市町村が指定する避難場所などを避難先として検討してください。

次に、避難経路を検討してください。避難経路を検討する際は、土砂災害警戒区域の他、水路、小河川の近くや、周囲より土地が低く、浸水しやすい箇所などの危険箇所も極力避けて決めてください。

避難経路は、危険箇所がないか実際に現地を確認して決めてください。

なお、土砂災害に加えて洪水等の発生が想定される場合、被災範囲の変化が予想されるため、避難場所と避難経路は複数考えておいてください。

屋内安全確保をする場合も、土砂災害の危険性などを考慮して、施設内の安全な避難場所を決めておいてください。

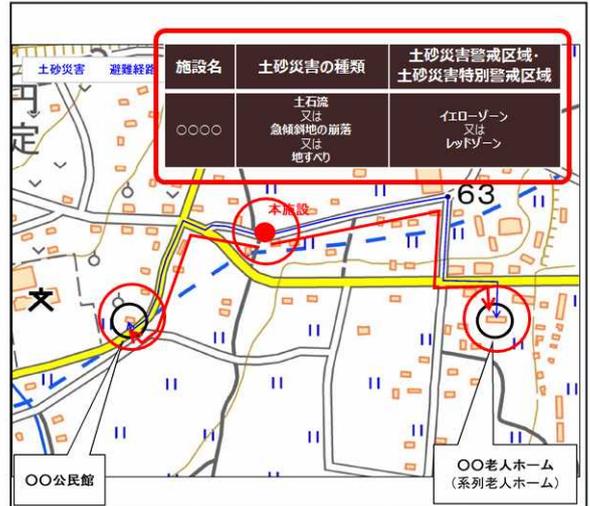
避難経路図の作成

- **避難場所**を記載してください。
- 避難場所までの**経路**を記載してください。
- 避難場所と避難経路は状況に応じて選択できるように、**複数**考えておいてください。
- **施設名、土砂災害の種類、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**のいずれに位置するかを記載してください。
- 作成した避難経路図は、施設内に掲示してください。

【施設周辺の避難地図】

土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂	〇〇老人ホーム	〇〇公民館	本施設（斜面の反対側）2階



※施設的位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

また、避難場所と避難経路の検討結果をもとに避難経路図を作成してください。

まず、自分の施設と避難場所を地図に記載してください。

施設名、土砂災害の種類、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のいずれに該当するかを記載してください。

避難場所までの経路を記載してください。

避難場所と避難経路は、状況に応じて選択できるように、複数考えておいてください。

屋内で安全を確保する場合も、施設図を用いて避難経路図を作成しましょう。

作成した避難経路図は、施設内に掲示してください。

避難の タイミング を決める

段階的に発令される**各種防災情報**と、それに対応した**防災行動**について理解を深め、**避難開始のタイミング**を決めていきます。

心のスイッチを
入れる段階

避難開始に向けた
準備を進める段階

避難開始
の段階



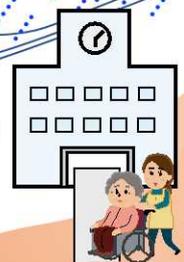
防災気象情報入手



避難準備



避難開始



避難完了

次は、「避難のタイミングを決める」について説明します。

避難開始までに大きく三つの段階があるものと考えてください。

一つ目は「心のスイッチ」と書いていますが、台風等の接近を踏まえ、心を「防災モード」に切り替えるタイミングです。

二つ目が、この先避難場所への移動が必要になることを想定して、そのための準備を開始するタイミングです。

三つ目が、実際に避難場所までの移動を開始するタイミングです。

段階的に発表される防災情報と「要配慮者利用施設の主な行動（例）」

警戒レベル	1	2	3	4	5
雨の様子	警報・注意報に先立ち発表 (警報・注意報を補充) 	災害の起こる恐れ 	重大な災害の起こる恐れ 	重大な災害の起こる恐れが著しい 	災害発生又は切迫 
防災 気象情報	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 土砂災害危険度情報 (注意)	大雨警報 (土砂災害) 土砂災害危険度情報 (警戒)	土砂災害警戒情報 土砂災害危険度情報 (非常に危険) 土砂災害危険度情報 (極めて危険)	大雨特別警報 (土砂災害)
山の様子					
避難 情報等			高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の 行動	情報収集 	心のスイッチ⇒防災モード 	避難開始 	避難完了 	

〜〜〜警戒レベル4までに必ず避難!〜〜〜

「雨の様子」2・3・4イラストの出典：気象庁ホームページ リーフレット「雨と風（雨と風の階級表）」
警戒レベル5 写真の出典：国土交通省資料 令和二年の土砂災害 国土交通省砂防部

それでは、まず避難開始を判断するために必要な防災情報について説明します。
防災情報は5つのレベルに分けて発令されます。
警戒レベルは1～5まであり、数字が大きくなるにつれて危険性が高くなっていきます。

警戒レベル1では警報級の可能性（警報発表の可能性）がある場合、早期注意情報が発表されます。

警戒レベル2では大雨注意報等が発表されます。

警戒レベル3は重大な災害の起こるおそれがあります。その際、大雨警報（土砂災害）の発表に加え、市町村から高齢者等避難が発令される場合があります。空振りをおそれずに、警戒レベル3の段階で安全・確実に施設利用者の避難を開始しましょう。

警戒レベル4では、避難指示が発令される場合があります。警戒レベル4の段階で、職員を含む全員が避難を開始しましょう。

警戒レベル5は災害が発生・切迫している状況です。

施設に求められる主な行動は、警戒レベル1で情報収集、警戒レベル2では防災モードに切り替え、警戒レベル3で避難開始、警戒レベル4で避難完了となります。

警戒レベル	1
雨の様子	<p>警報・注意報に先立ち発表 (警報・注意報を補充)</p> 
防災気象情報	<p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>
山の様子	
避難情報等	
施設の行動	

入手する防災情報

気象庁 HP



■ 翌日早朝にかけて警報級の可能性【中】となるケース

種別	警報級の可能性				
	〇日		〇日		
	夜～明け方 18-6	朝～夜遅く 6-24	〇日	〇日	〇日
大雨	[中]	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—
暴風 (暴風警)	—	—	—	—	—
波浪	—	—	—	—	—

■ 次の日に警報級の可能性【高】となるケース

種別	警報級の可能性				
	〇日		〇日		
	夜～明け方 18-6	朝～夜遅く 6-24	〇日	〇日	〇日
大雨	—	[高]	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—
暴風 (暴風警)	—	[高]	—	—	—
波浪	—	[高]	—	—	—

施設の防災イメージ (例)

- 避難確保計画を改めて確認
- ・ハザードマップ、避難場所、避難経路
- ・避難行動の目安となる防災気象情報等
- ・市町村からの避難情報等の伝達方法
- ・役割分担、避難に必要な資器材、備蓄品 など

高齢者等避難を発令する事態になるかもしれません。避難の手順を確認してください。

参集する職員に声をかけておいてください。
【高】の時は、気象警報等で詳細な時間を確認してください。

それでは、各警戒レベルで実施すべき行動内容について、もう少し詳しく説明していきます。天気予報などで大雨の予想を確認したら、気象庁ホームページの「防災情報」から「気象警報・注意報」をクリックし、地図の中から該当する市町村を選び、早期注意情報（警報級の可能性）を確認してください。

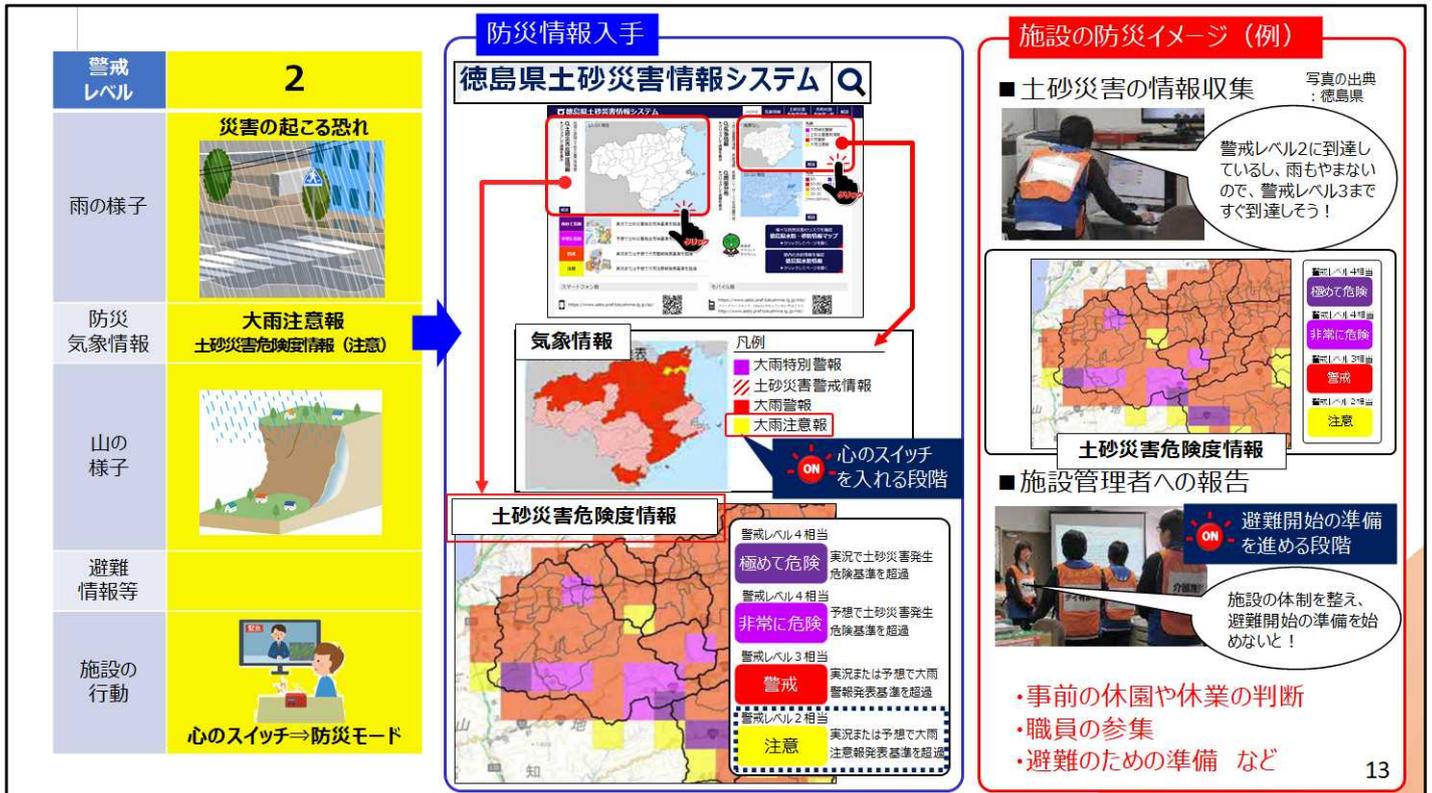
早期注意情報の【中】が発表されたときは、【高】ほど可能性は高くはありませんが、命に危険が及ぶような警報級の現象となりうることを表しています。

【高】が発表されたときは、警報を発表中、又は警報を発表するような可能性が高い状況です。

施設の行動は、早期注意情報（警報級の可能性）が発表され【高】又は【中】が予想されている場合は警戒レベル1となりますので、避難確保計画を持ち出し、避難場所や避難経路、避難行動の目安となる防災情報等の内容を確認し、情報収集をはじめてください。

また、早期注意情報は必ずしも段階的に発表されるとは限りません。

最初から【高】が発表されるケースもありますので、常に注意するようにしてください。



大雨の可能性が高くなった場合、徳島県ホームページから徳島県土砂災害情報システムのページを開いてください。

気象情報や雨量分布のほか、土砂災害危険度情報を確認できます。

まず、気象情報から気象警報・注意報の発令状況を確認し、大雨注意報が発表されていると、警戒レベル2となりますので、心のスイッチを入れ防災モードに切り替えましょう。

また、土砂災害危険度情報も確認してください。

土砂災害危険度情報は、実況及び予測に基づいて、解析時刻から2時間先までの土砂災害の危険度をメッシュ毎に階級表示した分布図です。

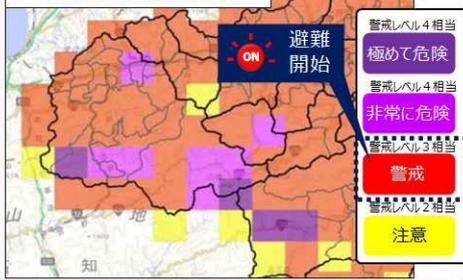
危険度の高い地域を把握でき、避難を始めるタイミングがわかります。主体的な避難行動の参考としてこまめに確認してください。

施設の行動は、土砂災害危険度情報等をこまめに収集・確認し、今後災害が起こるおそれがあると判断した場合、施設管理者に報告しましょう。事前の休園や休業の判断、職員の参集、避難の為の準備にとりかかってください。

警戒レベル	3		
雨の様子	重大な災害の起こる恐れ		
防災気象情報	大雨警報（土砂災害） 土砂災害危険度情報（警戒）		徳島県土砂災害情報システム
山の様子			土砂災害危険度情報
避難情報等	高齢者等避難		避難開始
施設の行動			注意

防災情報入手

徳島県土砂災害情報システム



高齢者等避難



市町村等からの
・防災情報メール
・電話 ファクシミリなど

施設の防災イメージ（例）

- ・施設責任者への報告（土砂災害発生の危険性）
- ・避難準備・避難開始の判断
- ・職員への説明・指示
- ・館内放送（避難開始）など

■ 立ち退き避難（水平避難）



■ 屋内安全確保（垂直避難）



写真の出典 徳島県

さらに、雨が強くなると警戒レベル3になります。
 高齢者等避難の情報は最も重要な情報です。
 市町村等からの防災情報メール、電話、ファクシミリなどで確認してください。
 また、徳島県土砂災害情報システムから土砂災害危険度情報を確認してください。赤色の警戒レベル3相当は避難を始めるタイミングです。
 施設の行動は、まず、施設管理者へ土砂災害発生の危険性を報告します。施設管理者は避難準備や避難行動を開始するタイミングを判断し、職員へ状況説明・指示をします。
 避難すると決断したら館内放送などで避難開始を周知します。
 空振りをおそれずに、警戒レベル3の段階で安全・確実に立ち退き避難、屋内安全確保を開始しましょう。

また、逃げ遅れた人がいないか、避難誘導の前後には必ず人数の確認を行うとともに、避難開始や避難完了について、関係機関等に報告しましょう。

土砂災害の前兆現象

- 土砂災害が発生する前には前兆現象が見られることがあります。これらの**前兆現象を確認**した場合は、速やかに**避難行動を開始**してください。
- 但し、斜面や山に近づくのは危険であるため、**施設内から確認できる範囲**に留めておくことが重要です。

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）



土石流



地すべり



イラストの出典：避難確保計画作成の手引き 解説編

土砂災害は、その発生場所や時刻など、正確な予測が難しい災害です。高齢者等避難等の情報が発令されていなくても、土砂災害の前兆現象が見られた場合は、速やかに避難行動を開始してください。但し、土砂災害は前兆現象が見られなくても起こる場合があるので、前兆現象が見られるまで避難しなくても良いとは、決して考えないでください。また、前兆現象を確認するために斜面や山に近づくのは危険であるため、施設内の安全な場所から確認できる範囲に留めておくことが重要です。

■本サイトでは**15時間後までの雨の範囲及び雨の強さ**を確認することが可能であり、夕方の時点で夜間から明日の明け方にかけてどこで大雨となる見込みかについて把握できるようになります。

～活用例～

大雨警報に切り替わる明日の明け方には大雨になりそうだ。土砂災害警戒区域に住んでいるから、避難の準備をしなきゃ！



気象庁HPの「今後の雨（降水短時間予報）」は、15時間後までの雨の範囲及び雨の強さを確認できます。本サイトを活用すれば、例えば夕方の時点で、夜間から明日の明け方にかけてどこで大雨となる見込みがあるか把握できます。夜間の避難は危険です。収集した情報を活用して、明るいうちに避難を開始、完了できるようにしましょう。

また、土砂災害は降雨のピークを過ぎてからも発生する可能性があるため、雨が弱まった後もすぐに施設に戻ることなく、避難指示等の解除など、安全が確認されるのを待ちましょう。

避難にかかる時間

避難にかかる時間 = (避難準備 A + 移動 B)



次に、避難のタイミングを決めるために、避難にかかる時間について説明します。
避難準備にかかる時間と、移動にかかる時間の合計が避難にかかる時間です。
その時間を踏まえて、避難のタイミングを決める必要があります。

職員参集や利用者への状況説明などの避難準備に必要な時間、車両への乗車や避難場所までの移動などの移動に必要な時間は訓練して確認してください。



これは、避難開始のタイミングの一例です。
警戒レベル4の段階で安全・確実に避難を終えるために、警戒レベル2で心のスイッチを入れ避難開始に向けた準備を始め、警戒レベル3で避難開始を基本としています。
避難開始のタイミングは施設によって異なります。必ず訓練で避難にかかる時間を確認して決めてください。

3 避難確保計画の作成方法＜具体的な様式の記入＞



学校、社会
福祉施設、
医療施設から
該当の様式
を選択してく
ださい



避難確保計画作成の手引き【様式編】

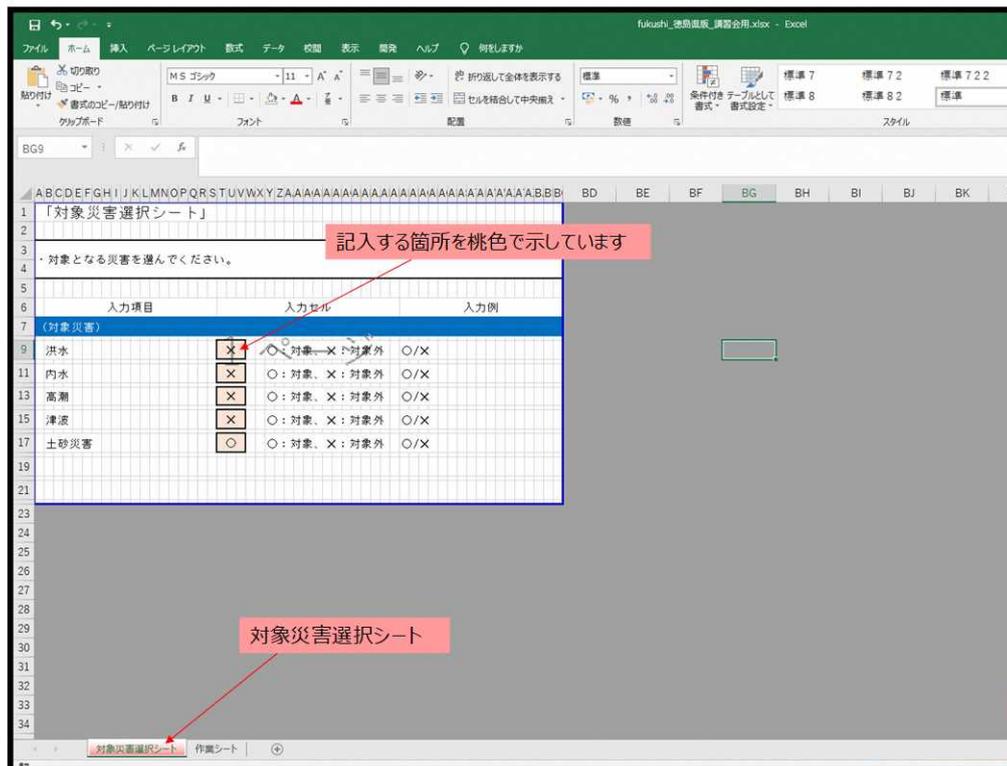
避難確保計画作成の手引き【解説編】

ここからは、避難確保計画の作成方法について説明していきます。
計画の作成は、国土交通省が作成した避難確保計画の手引きに沿って行います。
手引きの解説編と、様式編は、国土交通省のホームページからダウンロードできます。
徳島県のホームページを経由してダウンロードすることもできます。

土砂災害のほか、洪水、内水、高潮、津波の避難確保計画も、この様式で作成できます。

なお、様式は「学校」「社会福祉施設」「医療施設」の種類別に、国土交通省のホームページに掲載されています。

ここでは社会福祉施設の様式を用いて説明しますが、それぞれの施設に該当する様式を選択してください。



様式は、「対象災害選択シート」、「作業シート」から構成されています。
まず、対象災害選択シートを選んでください。
桃色の箇所をを記入して様式を作成していきます。

対象災害選択シート

「対象災害選択シート」

・対象となる災害を選んでください。

入力項目	入力セル	入力例	
(対象災害)			
洪水	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外	○/×
内水	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外	○/×
高潮	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外	○/×
津波	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外	○/×
土砂災害	<input checked="" type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外	○/×

対象となる災害を選んでください

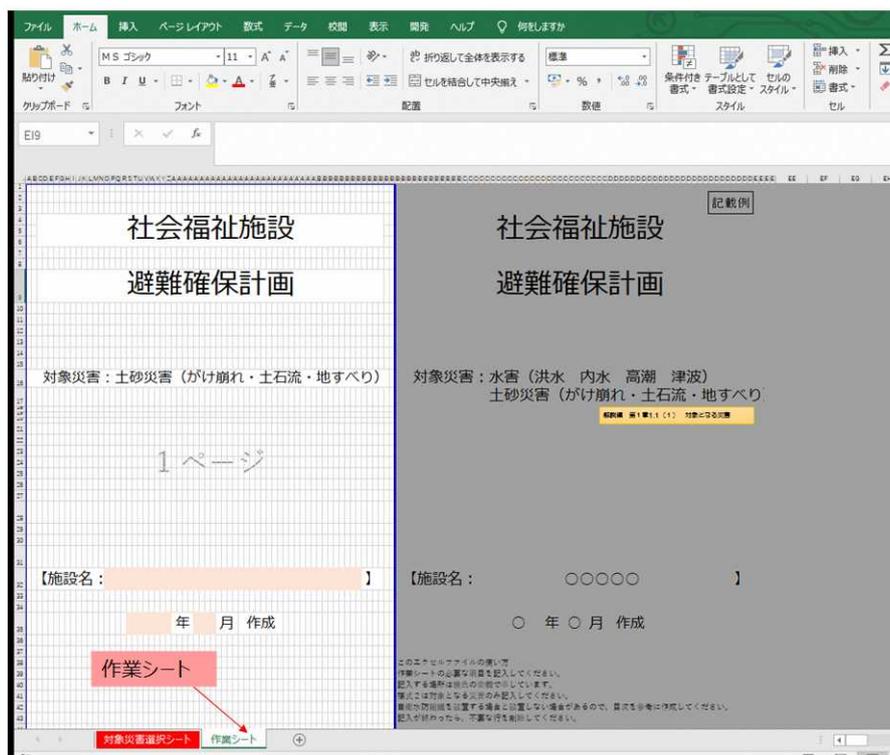
このシートでは、まず、対象となる災害を選びます。

土砂災害の欄のチェックボックスで○を選んでください。

ここでは、土砂災害を対象に内容を進めますが、その他の災害も対象になる場合は、○を追加し、後ほど説明する様式2と様式4を、追加した災害の分だけ追加・記入してください。

※自衛水防組織は、水防法で設置が努力義務となっている組織です。

「要配慮者利用施設の避難確保計画作成の手引き（洪水編）」をご参考ください。



次に、作業シートを選択してください。

社会福祉施設

避難確保計画

避難確保計画の対象となる災害を確認してください

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

施設名を記入してください

【施設名： ○○○○】

○ 年 ○ 月 作成

作成年月を記入してください

それでは、表紙を作成していきます。

まず、避難確保計画の対象となる災害を確認してください。

パソコンで作成する場合は、「対象災害」欄に、さきほどの「対象災害選択シート」で「○」を入力した災害が表示されます。

土砂災害を選択した場合、がけ崩れ・土石流・地すべりの全てが記載されていますので、印刷時等に、がけ崩れ・土石流・地すべりのうち、該当する現象に○等の印をつけてください。

紙の様式で作成する場合は、対象となる災害を○で囲んでください。

次に、施設名、作成年月日を記入してください。

Excel 画面のスクリーンショット。右側の「記載例」タブがアクティブで、以下の内容が表示されています。

記入が終わったら、不要な行を削除してください。

青色の書種は市町村に提出してください。
 自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

自衛水防組織を設置する場合

項目	様式番号	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 計画の概要	様式1	1
3 計画の適用範囲	様式1	1
4 防災体制	様式2	2~5
5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難経路	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整	様式5	8
8 防災教育及び見守りの実施	様式5	8
9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10 防災教育及び見守りの年間計画	様式7	10
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12 緊急連絡網	様式9	12
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14 対応要領連絡簿一覧表	様式11	12
15 防災体制一覧表	様式12	13
- 施設周辺の避難地図	別添1	-

自衛水防組織を設置しない場合

項目	様式番号	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 計画の概要	様式1	1
3 計画の適用範囲	様式1	1
4 防災体制	様式2	2~5
5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難経路	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整	様式5	8
8 防災教育及び見守りの実施	様式5	8
9 防災教育及び見守りの年間計画	様式7	9
10 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
11 緊急連絡網	様式9	11
12 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
13 対応要領連絡簿一覧表	様式11	12
14 防災体制一覧表	様式12	13
- 施設周辺の避難地図	別添1	-

市町村への提出は不要

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。
 (洪水、内水、高潮が対象となる場合)
 別添の表を利用してください。自衛水防組織の設置の有無が確認されています。(消防法第15条)

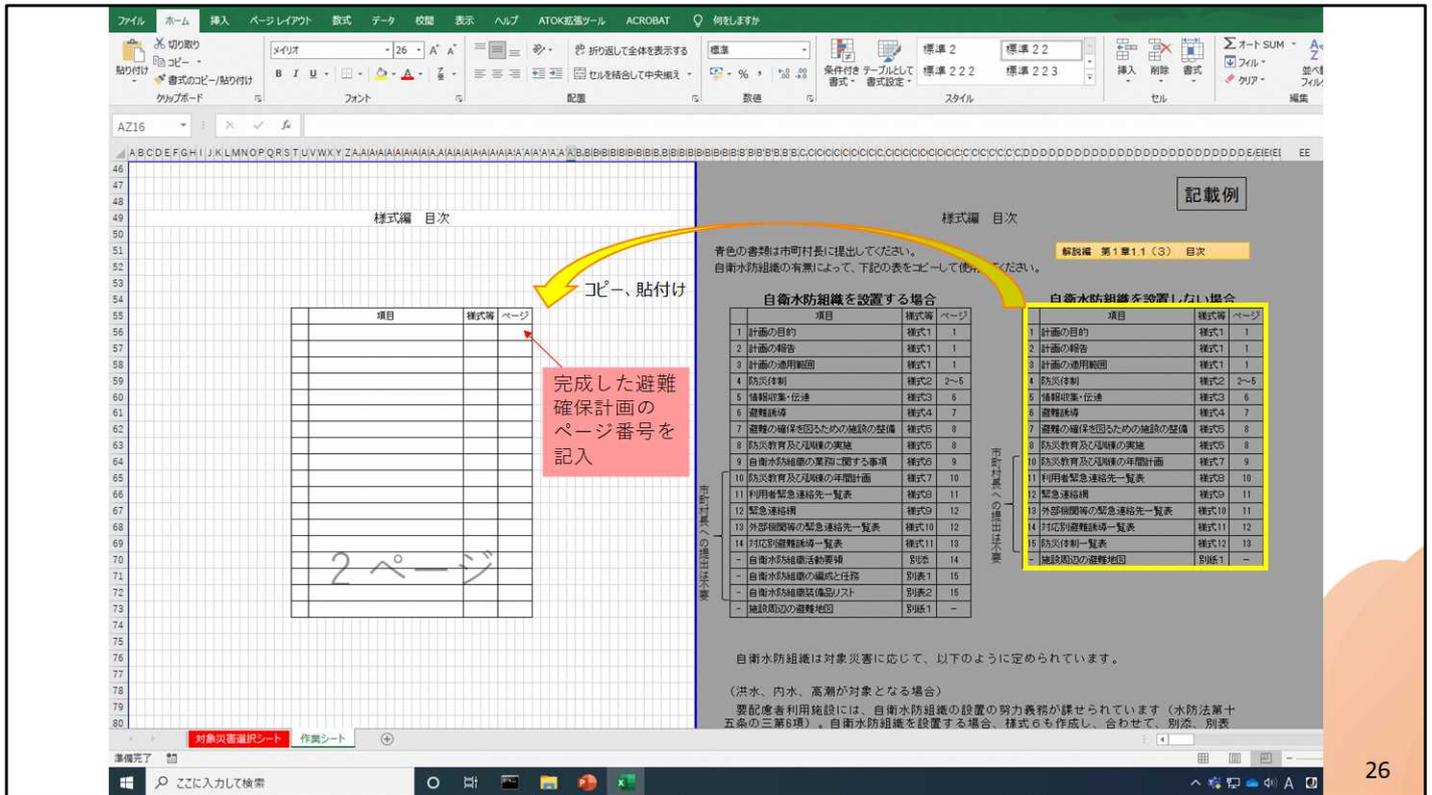
次に下にスクロールしてください。
 提出様式について説明します。

提出様式

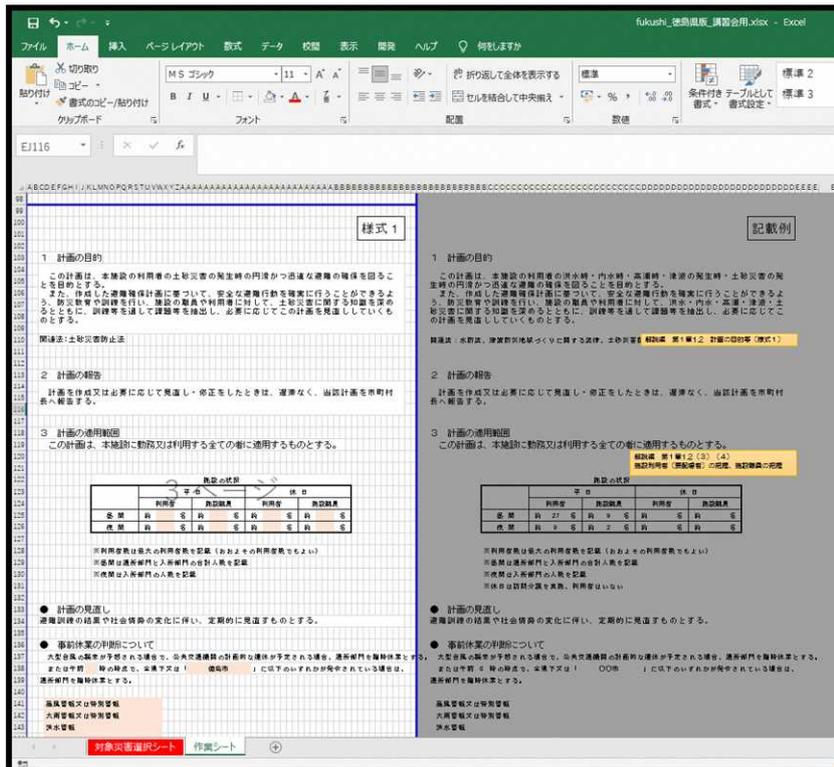
	項目	様式等	ページ
市町村長へ提出	1 計画の目的	様式1	1
	2 計画の報告	様式1	1
	3 計画の適用範囲	様式1	1
	4 防災体制	様式2	2~5
	5 情報収集・伝達	様式3	6
	6 避難誘導	様式4	7
	7 避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
	8 防災教育及び訓練の実施	様式5	8
市町村長への提出は不要	10 防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
	11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
	12 緊急連絡網	様式9	11
	13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
	14 対応別避難誘導一覧表	様式11	12
	15 防災体制一覧表	様式12	13
	- 施設周辺の避難地図	別紙1	-

赤枠で囲んだ様式（様式1～様式5及び別紙1）は、市町村長に提出しなければなりません。

様式7～様式12は個人情報などを含むため、作成後は施設で適切に管理してください。市町村長に提出する必要はありません。



右側に記載例があるので、自衛水防組織の設置の有無に応じて該当する範囲をコピーし、左側の欄に貼り付けてください。
 ページ番号については、記載例のとおりになるとは限りませんので、完成した避難確保計画のページ番号を記入してください。



次に様式1を作成していきます。

様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

平日・休日、さらに
昼間・夜間に分けて
施設利用者数・施設
職員数を記入してく
ださい。

作成のポイント！

- 利用者を一人避難させるために、スタッフが何人必要ですか？
- 休日、夜間への対応は十分ですか？
- 職員の参集計画、連絡体制は大丈夫ですか？

	施設の状況			
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

28

様式1は、1. 計画の目的、2. 計画の報告、3. 計画の適用範囲で構成されています。3. 計画の適用範囲、表の「施設の状況」欄では、平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて、想定される最大の利用者数と施設職員数を記載してください。なお、昼間については、通所部門と入所部門の合計人数を記載します。夜間については、入所部門の人数を記載します。

- ・利用者を一人避難させるために、スタッフが何人必要か？
 - ・休日、夜間への対応は十分か？
 - ・職員の参集計画、連絡体制は大丈夫か？
- などに注意して記載してください。

平日夜間や休日に利用がない場合、この欄は空欄になりますが、記入漏れではないことを確認するため、記載例のように「休日は訪問介護を実施、利用者はいない」等、理由を記入してください。

様式 1

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 [] 時の時点で、全県下又は「 [] ○○市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

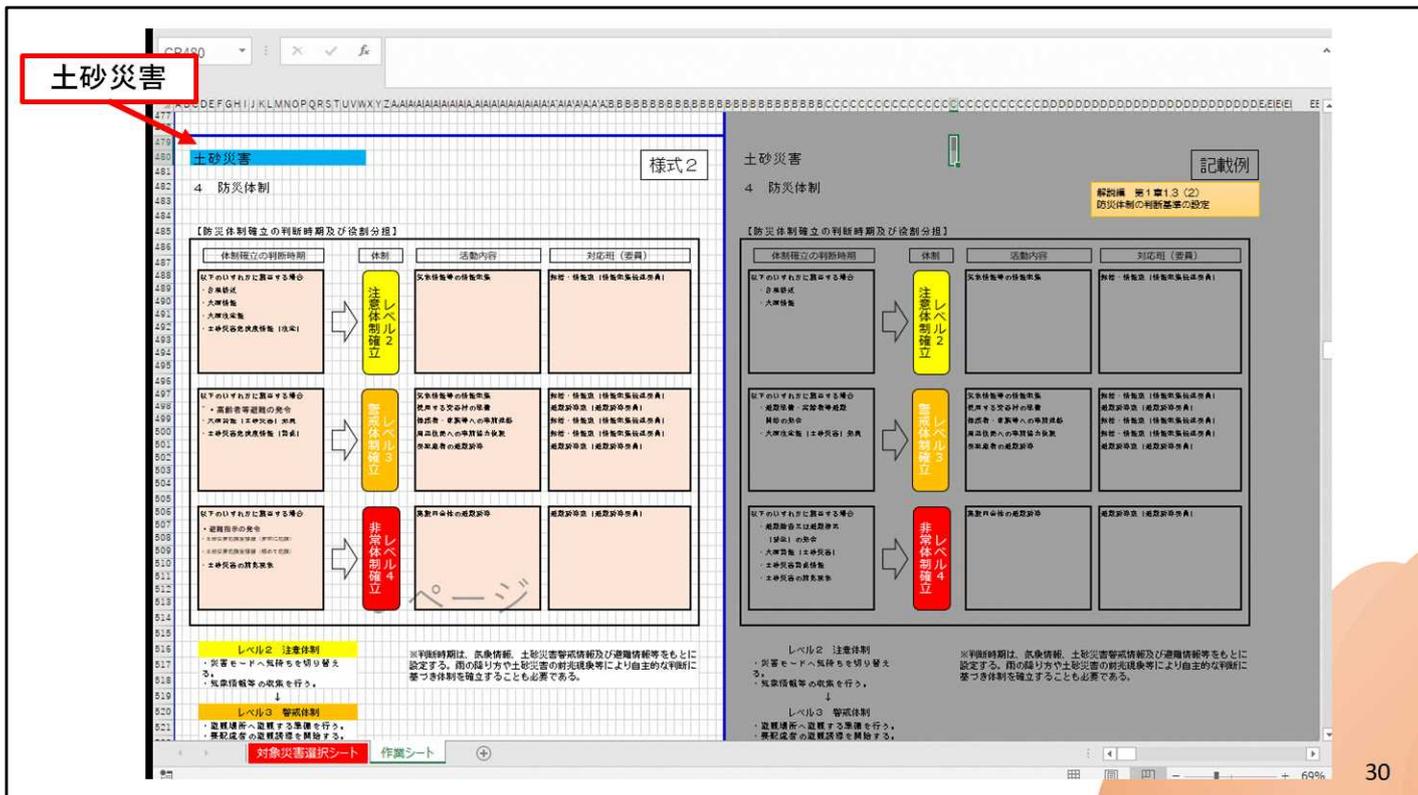
暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

事前の休業や休園を行う
ために、いつまでに、
どのような情報で判断す
るか記入してください。

作成のポイント！

- 保護者・家族等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていますか？

また、「事前休業の判断について」では、暴風、大雨、洪水警報などの気象警報等が発表され、通所・通院部門を事前休業・休園する場合、いつまでに、どのような情報で判断するかを記入してください。



次に様式2を作成していきます。

左上に「土砂災害」と書かれた様式2を表示させてください。

なお、洪水、内水、高潮、津波の様式2もありますが、対象となる災害以外は記入・提出不要です。

様式 2

土砂災害

4 防災体制

様式 2

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨警報 ・大雨注意報 ・土砂災害危険度情報（注意）	注意体制 レベル2	気象情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集班・運営委員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・大雨注意報（土砂災害） ・土砂災害危険度情報（警戒）	警戒体制 レベル3	気象情報等の情報収集 ・利用する資材の準備 ・保護者・家族等への ・周辺住民への事前協 ・要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集班） 避難誘導班（避難誘導班） 総括・情報班（情報収集班） 避難誘導班（避難誘導班）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・土砂災害危険度情報（非常） ・土砂災害危険度情報（極めて危険） ・土砂災害の前兆現象	非常体制 レベル4	施設内全体の避難	避難誘導班（避難誘導班）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をも、設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

災害時の防災体制、体制区分ごとの活動内容、活動要員及び確立の基準等を記入してください。

- ① 3段階の活動の判断時期（いつ行動に移すか）を決めます。
- ② 防災行動の3段階（体制）ごとの活動内容（何をするか）を決めます。
- ③ 活動を誰が行うか（対応要員）を決めます。

作成のポイント！

■ 避難行動（避難場所までの移動と避難のための準備）にどの程度の時間が必要かを考慮して、防災行動をいつ開始するかを決めていますか？

■ 施設の状況（職員の体制、利用者数や利用者の体調等）や雨の降り方や土砂災害の前兆現象によって、必要な時間や対応が異なることに留意してください。

様式2では、土砂災害時の防災体制、体制区分ごとの活動内容、活動要員及び体制確立の基準等を記入してください。

警戒レベルに応じて、いつ、誰がどんな行動をするかを、表で整理します。

作成の手順としては、

①まず、いつ行動に移すか（判断するか）を決めてください。

大雨注意報が発表され、土砂災害危険度情報が注意（黄色）となった時に、レベル2の注意体制を確立してください。

大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害危険度情報が警戒（赤色）となった時に、レベル3の注意体制を確立してください。高齢者等避難が発令されると、避難を開始する段階です。

避難指示の発令、土砂災害危険度情報が非常に危険、極めて危険（紫色）になったのを確認したらレベル4の非常体制確立としてください。

②次に、警戒レベルの3段階ごとに、何をするかを決めてください。

③最後に、施設の職員の体制を考えながら、それを誰が対応するかを決めてください。

各警戒レベルの防災体制は、施設関係者全員で検討・共有してください。

様式 2

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

大型台風の接近など、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合の体制を記入してください。

その下に、「大型台風接近時の体制」について記入する欄があります。
大型台風の接近など、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合の体制を記入してください。

Microsoft Excel 2016 (fukushu_徳島県版_講習会用.xlsx)

5 情報収集・伝達
 (1) 情報収集
 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の表示	収集方法
気象情報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁等）	
洪水予報、水位到達情報	県町村からのFAX、インターネット（徳島県水防情報、川の防災情報）、緊急通報メール	
土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急通報メール	
高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット（県町村等）、防災行政無線、エリアメール・緊急通報メール、防災メール、防災メール（避難指示の発令）	
建設現場の洪水状況	建設現場の洪水状況 建設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所には近づかないよう建設員から実施）	
その他	排水施設の稼働状況 建設現場の状況 建設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所には近づかないよう建設員から実施）	

伝達方法は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を準備する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、建設現場の水量や道路の状況、斜面に危険な状況が無いかなど、建設員から確認を行う。

【対応要領連絡一覧表】→様式10

(2) 情報伝達
 【緊急連絡網】に基づき、気象情報、土砂災害警戒情報、洪水予報及び津波情報等の情報を建設現場関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・実業等に対し、「Aa」（避難場所）を通知する。利用者の連絡は「Aa」（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時とする。」旨を連絡する。

【利用者緊急連絡先一覧表】→様式9
 【緊急連絡網】→様式9

5 情報収集・伝達
 (1) 情報収集
 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の表示	収集方法
気象情報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁等）	
洪水予報、水位到達情報	県町村からのFAX、インターネット（徳島県水防情報、川の防災情報）、緊急通報メール	
土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急通報メール	
高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット（県町村等）、防災行政無線、エリアメール・緊急通報メール、防災メール、防災メール（避難指示の発令）	
建設現場の洪水状況	建設現場の洪水状況 建設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所には近づかないよう建設員から実施）	
その他	排水施設の稼働状況 建設現場の状況 建設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所には近づかないよう建設員から実施）	

伝達方法は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を準備する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、建設現場の水量や道路の状況、斜面に危険な状況が無いかなど、建設員から確認を行う。

【対応要領連絡一覧表】→様式11
 【緊急連絡網】→様式11

(2) 情報伝達
 【緊急連絡網】に基づき、気象情報、土砂災害警戒情報、洪水予報及び津波情報等の情報を建設現場関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・実業等に対し、「Aa」（避難場所）を通知する。利用者の連絡は「Aa」（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時とする。」旨を連絡する。

【利用者緊急連絡先一覧表】→様式10
 【緊急連絡網】→様式10

次に様式3について説明します。

様式3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

情報収集は、土砂災害に対する警戒避難体制をとるために重要な役割を果たします。防災情報の収集方法及び伝達方法等について記入してください。

作成のポイント！

■ 災害時にも着実・円滑に情報収集ができますか？

- 徳島県や気象庁のホームページの防災情報について、普段からパソコンやスマートフォン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておいてください。
- 地上デジタル放送の「dボタン」から、「防災・生活情報」を選択し、気象情報等を確認できます。

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
防災気象情報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁HP）
	洪水予報、水位到達情報	市町村からのFAX、インターネット（徳島県水防情報、川の防災情報）、緊急速報メール
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール
	高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット（市町村HP）、防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール、サイレン、広報車、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

様式3は、様式2で決定した防災体制確立の判断を行うために、収集する情報内容、収集方法、施設内の情報伝達方法を決めておくものです。

防災情報は、テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォンなどの様々なツールから入手可能です。

停電等も考慮しながら、施設にとってどの方法が良いかを必ず確認し、記入してください。

災害時に迅速に情報収集できるように、日頃からパソコンのデスクトップに情報収集先のショートカットの作成やスマートフォンへの登録等をしておくことも効果的です。

また、警戒レベルごとに発表される防災情報が異なりますので、その意味を十分に理解しておいてください。

特に、高齢者等避難の情報については、避難開始の判断に必要な情報ですので、必ず確認してください。

様式 3

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、土砂災害警戒情報、洪水予報及び津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「〇〇老人ホーム（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは 〇〇老人ホーム（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

避難場所を記入して下さい。

作成のポイント！

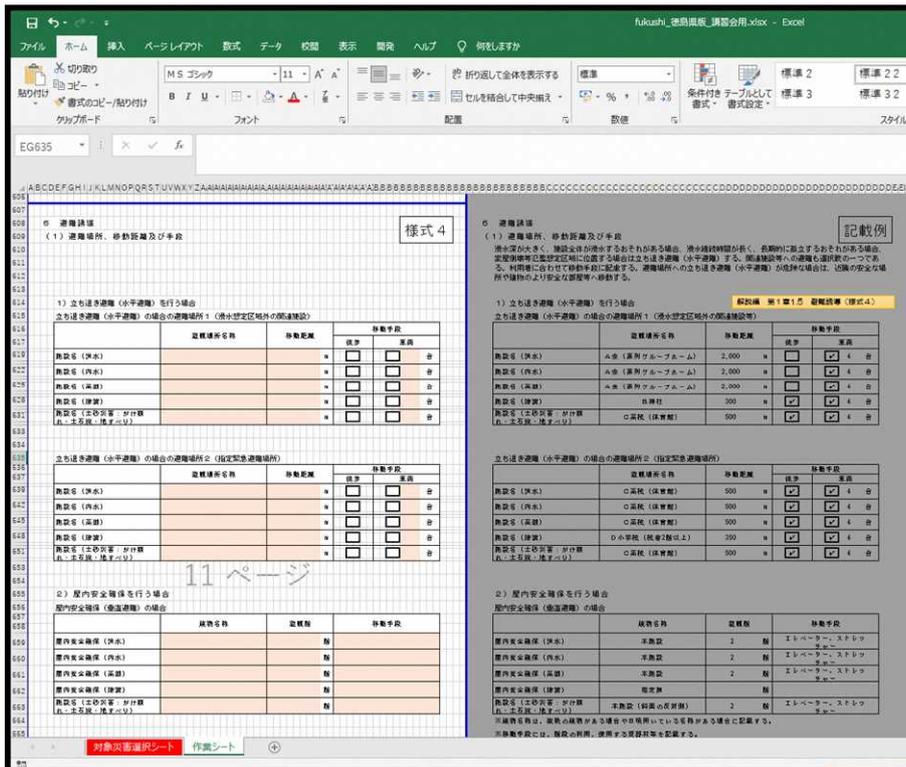
- 「何の情報」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するかを決めていますか？
- 様式 8（利用者緊急連絡先一覧）や様式 9（緊急連絡網）、様式 10（外部機関等への緊急連絡先一覧表）を作成したうえで情報伝達経路を作成していますか？
- 避難する場合、利用者の保護者・家族等への連絡方法、連絡内容を決めていますか？

情報伝達では、誰が何の情報を取得し、誰にどうやって伝えるかを決定してください。

後程出てくる、様式 8（利用者緊急連絡先一覧表）や様式 9（緊急連絡網）、様式 10（外部機関等への緊急連絡先一覧表）を作成したうえで、情報伝達方法を整理することが効率的です。

また、避難する場合、利用者の保護者や家族等への連絡方法、避難場所や引き渡し場所などの連絡内容を決めておいてください。

こちらには、このあと調べる避難場所を記入するようになります。



次に様式4を作成していきます。

様式 4

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

避難場所、避難先までの移動距離、移動手段を記載してください。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（土砂災害警戒区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	台
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	〇〇老人ホーム	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	台
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	〇〇公民館	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2 台

作成のポイント！

- 避難場所までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定していますか？
- 様式 11（対応別避難誘導方法一覧表）を作成したうえで、避難移動に必要な時間を把握していますか？
- 予期せぬ事態に対応できますか？
 - ・ 記載した移動手段が、災害時に着実に確保できるか、また運転する人員がいるか、などの観点から確認することが重要です。
 - ・ 夜間や降雨の中での対応や、停電に伴うエレベーターの停止など、大雨の時に想定される周辺環境をイメージしてみることは、よい訓練になります。

様式4では、避難場所・避難場所までの移動距離・移動手段を記載していきます。
これらの内容を記載するにあたって、まず別紙1の避難経路図を作成してください。

別紙 1

【施設周辺の避難地図】
洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		階内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			

16 ページ

※施設の名前、避難場所の名前、避難経路、移動手段（徒歩、自転車等）を記載
避難場所については、避難経路等により建築できることを確かめ、必要に照し見直しするものとする。

記載例

【施設周辺の避難地図】
洪水時・内水時・高潮時・津波の際の主要な避難場所、避難経路は以下のものとする。

	点検所要経路		点検所要経路
	経路場所 1	経路場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			

※施設の名前、避難場所の名前、避難経路、移動手段（徒歩、自転車等）を記載
避難場所については、避難経路等により建築できることを確かめ、必要に照し見直しするものとする。

対象災害選択シート
作業シート

下にスクロールして別紙1を表示してください。

別紙1【避難経路図】

施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂	〇〇老人ホーム	〇〇公民館	本施設（斜面の反対側）2階

STEP7
避難先を記載してください。

STEP6

避難先の施設の施設名、構造、建物階数を記載してください。

STEP2

安全な避難場所をさがします。



39

別紙1では、避難経路図を作成します。

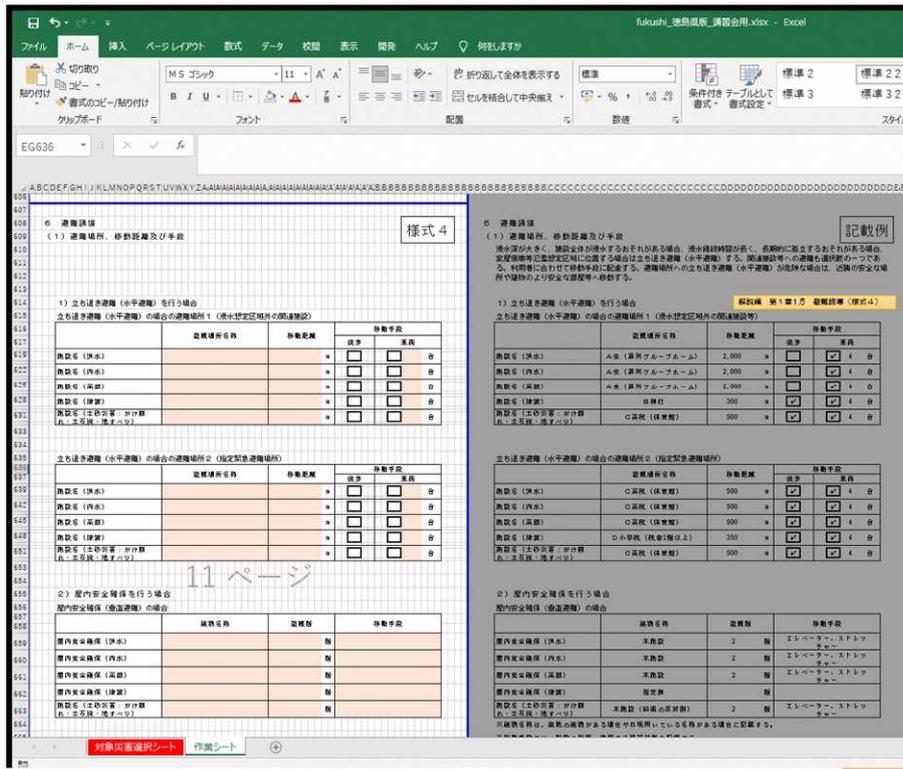
この地図を作成し、「どこに避難するか」、「どの経路で避難するか」を整理します。

土砂災害ハザードマップなどの施設周辺の災害リスク情報が記載された地図に、必要事項をマジック等で記入します。パソコンで作成する際は、徳島県水防・砂防情報マップの「ハザードマップ作成」機能で作成できます。

大まかな手順を説明します。

- ①まず、自施設を探して印をつけます。
- ②次に、避難先を探して印をつけます。
- ③避難先が見つかったら、浸水しやすい箇所などの危険箇所に印をつけ、避難経路（どこを通過して避難するか）を検討し、線を描きます。
- ④最後に、皆さんの施設の施設名、構造、建物階数、対象となる土砂災害の種類、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のいずれか、避難先の施設の施設名、構造、建物階数を記入し、地図の上の表に避難先、屋内に避難する場合の避難先を記入すれば終わりです。

今回設定した避難経路や避難施設は、実際に移動してみて危険箇所にもれがないか、どれくらい時間がかかるのか、避難施設が適切かどうか確認しておいてください。



上にスクロールして様式 4 まで戻ってください。

様式 4

6 避難誘導 (1) 避難場所、移動距離及び手段

避難場所、避難先までの移動距離、移動手段を記載してください。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（土砂災害警戒区域外の関連施設）

施設名	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	台
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	〇〇老人ホーム	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

施設名	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	台
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	〇〇公民館	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	2 台

作成のポイント！

- 避難場所までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定していますか？
- 様式 11（対応別避難誘導方法一覧表）を作成したうえで、避難移動に必要な時間を把握していますか？
- 予期せぬ事態に対応できますか？

- ・ 記載した移動手段が、災害時に着実に確保できるか、また運転する人員がいるか、などの観点から確認することが重要です。
- ・ 夜間や降雨中での対応や、停電に伴うエレベーターの停止、土砂災害による道路の通行止など、大雨の時に想定される周辺環境をイメージしていただくことは、よい訓練になります。

別紙1の避難経路図をもとに、避難場所・避難場所までの移動距離・移動手段を記載してください。

移動距離については、経路図のスケールを目安に記入するか、地図ソフトを使用して計測してください。徳島県水防・砂防情報マップの「ハザードマップ作成」機能でも、おおまかな距離が計測できます。

また、避難場所までの移動距離と移動手段を踏まえ、避難移動に必要な時間も把握しておいてください。

停電でエレベーターが使えない、決めていた職員が来られない、施設の車が使えないなど、予期せぬ事態にも対応できるようにしておいてください。

様式 4

2) 屋内安全確保を行う場合 屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）			階
屋内安全確保（内水）			階
屋内安全確保（高潮）			階
屋内安全確保（津波）			階
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2	階 エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。
※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

避難場所、移動手段を記載してください。

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「○○公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階があるマンションなど、より安全な建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式 1 1

また、状況によっては屋内安全確保が適している場合もあるので、屋内安全確保が可能な施設は、施設内の避難場所、移動手段も決めておいてください。
停電でエレベータが使えない等の事態も考慮し、避難場所、移動手段は複数考えておいてください。
さらに、両方とも困難になった時のために、近隣の安全な場所を避難先として決めておいてください。

Microsoft Excel spreadsheet showing two versions of a table titled "避難確保を図るための施設の整備" (Facility improvement for disaster preparedness). The spreadsheet is titled "fukushi_避難確保_講習会用.xlsx".

Table 1 (Left): 避難確保を図るための施設の整備 (様式5)

品目	備品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、 中継機、電灯、携帯電話用バッテリー
避難誘導	広域（施設職員、利用客）、案内旗、タブレット、 携帯電話、中継機、携帯電話用バッテリー、電光式照明器具、 電灯、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット
施設内の一時避難	養生資料 水（1人あたりリットル当）、食料（1人あたり1食分）
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
湯水を断った際の対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
上記3項目に対する避難を確保するための対策*	
※事前の対策 防災発電機、要の確保、非常用トイレ（要外設置）、〇〇〇〇	

Table 2 (Right): 避難確保を図るための施設の整備 (記載例)

品目	備品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、 中継機、電灯、携帯電話用バッテリー
避難誘導	広域（施設職員、利用客）、案内旗、タブレット、 携帯電話、中継機、携帯電話用バッテリー、電光式照明器具、 電灯、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット
施設内の一時避難	養生資料 水（1人あたりリットル当）、食料（1人あたり1食分）
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
湯水を断った際の対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
上記3項目に対する避難を確保するための対策*	
※事前の対策 防災発電機、要の確保、非常用トイレ（要外設置）、〇〇〇〇	

Additional text in the spreadsheet includes: "7 避難の確保を図るための施設の整備" and "8 防災教育及び訓練の実施".

次に様式5を作成していきます。

様式 5

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）

	備品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内での一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
土砂災害に対する避難を確保するための対策*	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇	

*事前の対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

作成のポイント！

- 情報収集・伝達段階や避難誘導段階に必要な物資・資器材（案内旗、拡声器など）を揃えていますか？
- 利用者の避難に必要なもの、一時避難生活において必要な物資・資器材（水、食料、薬など）を揃えていますか？不足していませんか？
- 土砂災害時に利用できる状態にあるか確認していますか？

必要な避難確保資器材を記入してください。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

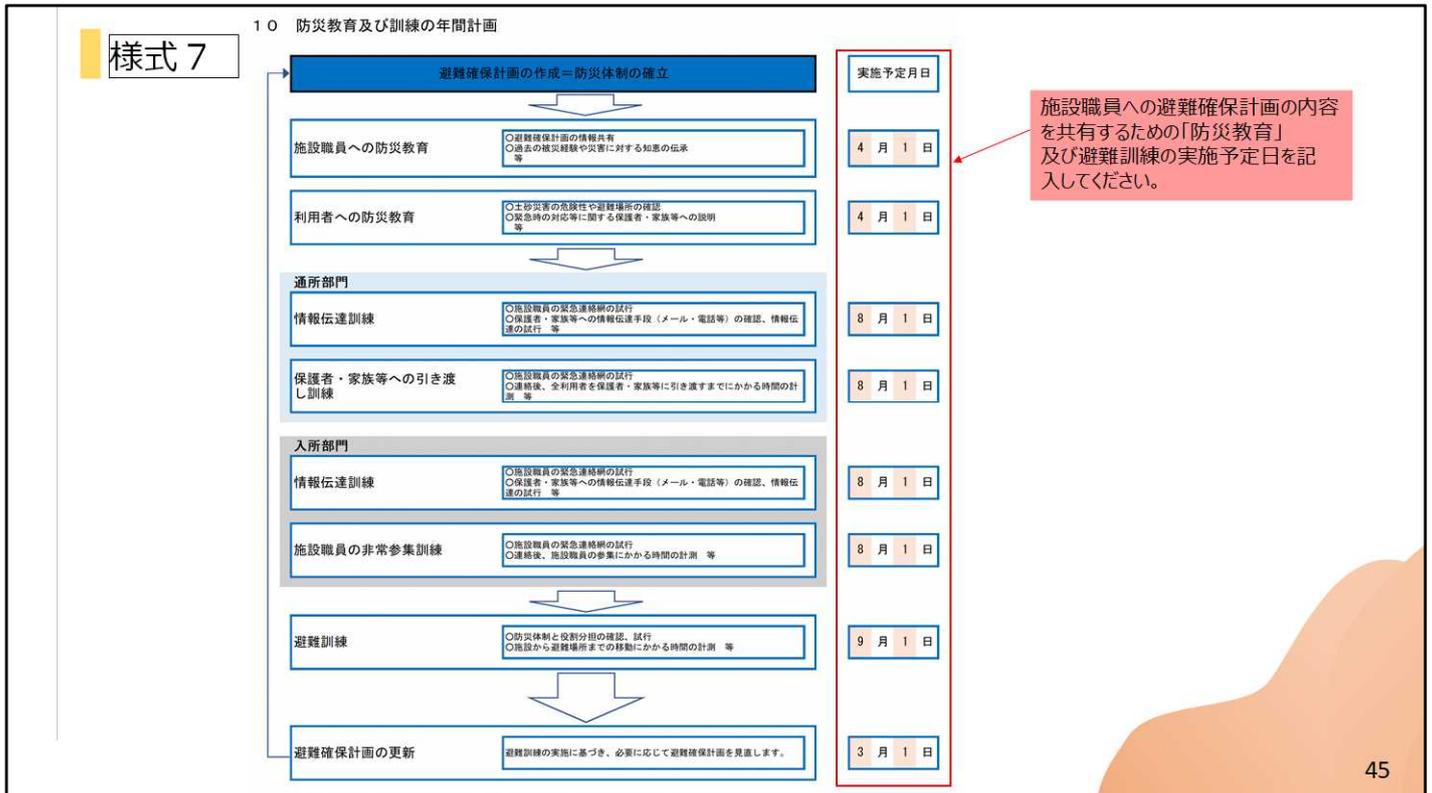
様式5は、情報収集・伝達時、避難誘導時、施設内での一時避難に備えて、事前に準備しておく資器材等を決定するものです。

既に、必要な物資・資器材を備蓄し、別の資料として整理している施設は、既にある資料を流用していただいて結構です。

作成に当たっては、情報収集・伝達段階、避難誘導段階に必要な物資に加えて、施設内での一時避難生活に必要な物資・資器材という観点で整理する点がポイントとなります。施設周辺が土砂災害により通行止めとなり、孤立してしまった場合には、避難生活が長期化する可能性があることにも留意してください。

また、整理した物資・資器材について、土砂災害時に利用できる状態にあるか確認してください。土砂が侵入するおそれのある場所に置いていないか、確認してください。

こちらも例を記載していますが、施設または利用者の状況によって必要なものが異なると思いますので、職員で話し合って、必要なものを記載してください。



ここからは、市町村への提出が不要な様式です。

まず、様式7は防災教育及び訓練の年間計画について記入します。

施設職員間で避難確保計画の内容を共有するための「防災教育」や「避難訓練」の実施日程を決めておいてください。

皆さんの施設のスケジュールを記入頂ければ結構ですが、防災教育は降雨量が多くなる6月より前に、避難訓練は定期的に行うことが望ましいです。

職員のための訓練でも訓練です。できる訓練から実施してください。

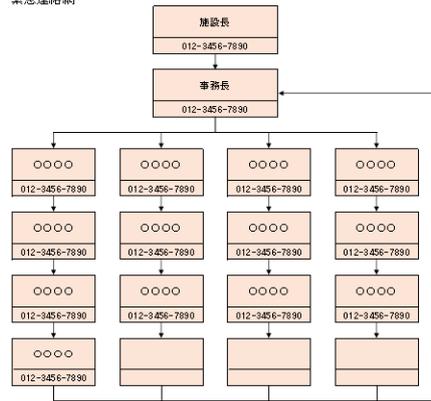
訓練により課題を明らかにし、避難確保計画も含め、繰り返し改善を図っていくことが重要です。

様式 9 及び 10

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

1 2 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

様式9及び10は、連絡一覧表です。緊急の連絡網や外部機関等との連絡先を決めておいてください。

緊急の連絡網は、電話やメールに加えて、LINE等を活用した事例もあります。

既存の名簿等がある場合は、それを流用していただいて結構です。

これらの連絡先は、連絡担当以外の職員も内容が分かるようにしておいてください。

また、施設内の職員がいつでも確認できるところに掲示しておくことが大切です。

様式12

15 防災体制一覧表

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)

防災体制 (対応要員の役職・氏名など) を記入してください。

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	
避難誘導要員	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	

作成のポイント!

- 責任者や担当者が不在の時に施設としての対応が進められる組織となっていますか？
- 役割分担は必ずしも固定する必要はありません。人手が足りない場合などに備えて、一人何役でもこなせるような体制とすることが有効です。

参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・ 台風接近が予想される場合 ・ 大雨が予想される場合	・ 気象情報等の情報収集	・ 施設職員全員
応援当番職員参集	・ 大雨警報が発表された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 避難準備	・ 防災当番施設職員
全職員参集	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 関係行政機関等への連絡・通報 ・ 避難誘導	・ 施設職員全員

様式12は防災体制を整理する表です。

施設の防災体制として、管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員を決めてください。

また、管理権限者が不在の時の代行者は誰か決めておいてください。

当日の気象条件等により、決定した防災体制 (役割分担) どおりに全員参集できるとは限りません。一人二役以上の役割をこなせるように訓練しておくことが望ましいです。

4 計画作成後の継続的な防災行動の重要性

■ 計画に位置付けた「やるべきこと」を「確実にできること」に 【訓練】

- ・計画を検討する際は、「やるべきこと（必要性）」の観点が必要ですが、計画作成後は、計画に整理した様々な項目を確実にできるようにする取組が欠かせません。
- ・土砂災害防止法で義務となっている「避難訓練」の実施が必要です。

■ 災害は、想定どおりに発生するとは限らない 【確認】

- ・避難確保計画は、施設ごとに異なる災害リスクを踏まえて検討・作成が進められますが、災害自体、事前の想定どおりに発生するとは限りません。また災害時の職員体制や施設利用者の体調なども様々であると考えられます。
- ・避難訓練では、「想定外（計画の見落とし）はないか」、「より効果的に避難できる（助かる）ための工夫はないか」といった視点で、作成した計画を確認することが大切です。

■ みんなで助け合い、みんなで助かるための見直し 【改善】

- ・避難時の移動や避難場所での生活の支援など、災害時に地域との関わりは重要な意味を持ちます。施設単独でできることに加え、他の施設やご近所など、地域との連携によってできることが広がるのではないかと、いった視点から計画を見直すことも有効です。
- ・災害時にみんなが助かる計画として改善・充実を続けることが大切です。

最後に、計画作成後の継続的な防災行動の重要性について説明します。
避難確保計画の作成は、一つのゴールですが、最終目標ではありません。
なにより大切なことは、万が一災害が発生した際に、皆さんが助かることです。

作成した計画に書いたことを、災害時にも確実に実施できるようにするための「訓練」や、訓練等をととした計画の「確認」、そして「改善」という取組を継続していくことが大切です。